

【第1報告】

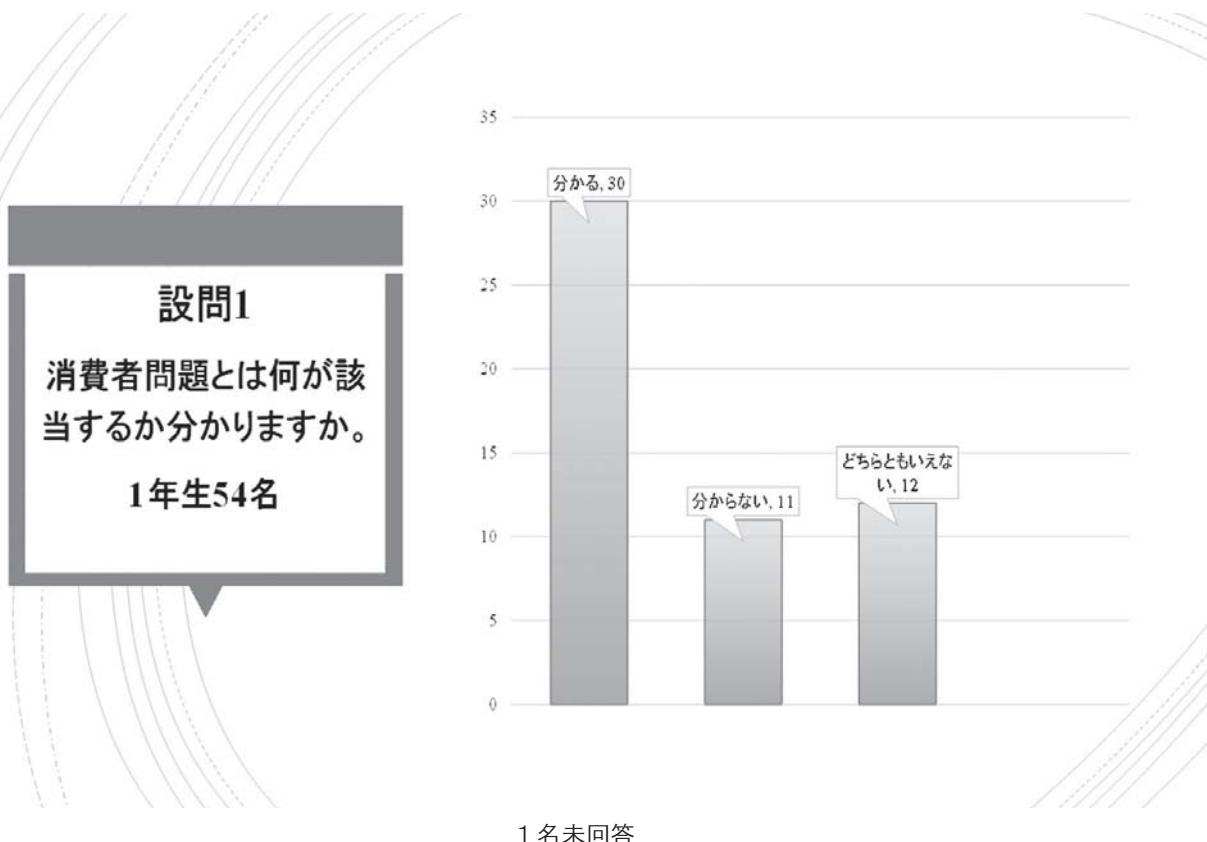
## 高校生・高校教員への消費者教育アンケート調査の結果

保田宗良

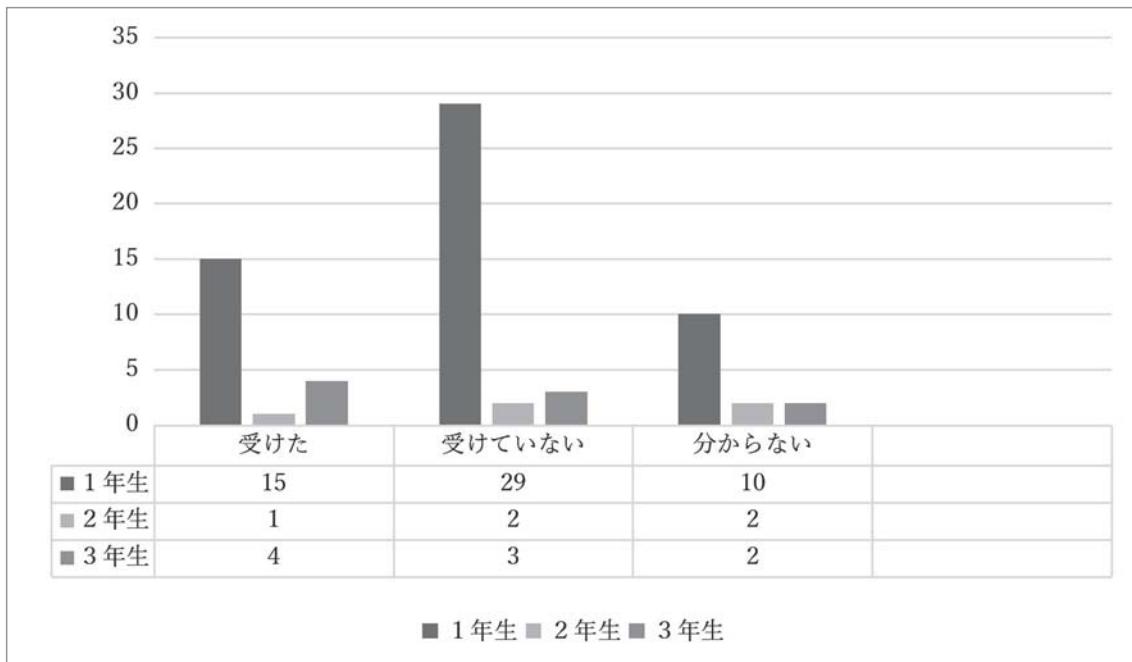
### 1. 高校生へのアンケート調査の結果

高校生のアンケートは、2017年8月8日、弘前大学オープンキャンパスにおける人文社会科学部と青森県消費者協会との共催企画「消費者問題を考えよう！」で行った。本報告の対象とした青森県内の高校生は68人であった。回答がしやすいように質問項目は簡素化した。質問票は後の頁にある。設問5は内容が異なるので省略。2、3年生は割愛する。

回答者 1年生54名、2年生5名、3年生9名



設問2 消費者問題に関して高等学校で指導を受けましたか。



1年生の受けたは、家庭科10名、社会科4名、不明1名である。

設問2は重要な問い合わせなので3学年併記した。

設問1 分かると設問2 受けたをクロスすると

1年生 社会科 2名 家庭科 8名 2年生 社会科1名、3年生社会科2名であった。

消費者問題が分かり、受けた科目名が家庭科の1年生が8名いることは、1年生前期の家庭科教育が意義深いことを示唆している。

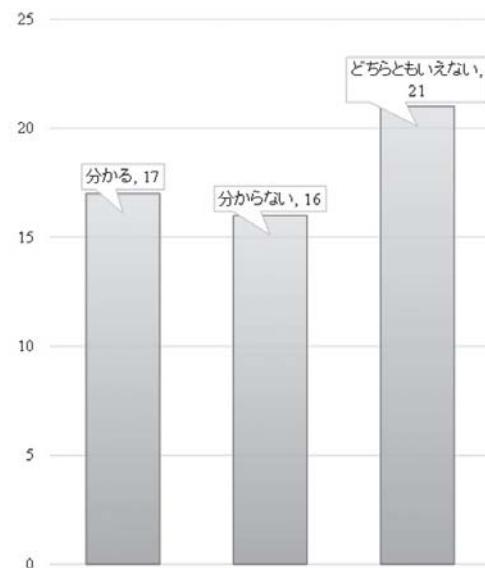
**設問3**  
消費者被害に遭つ  
たことがあります  
か

**1年生54人**



**設問4**  
消費者被害に遭つ  
たときの対応

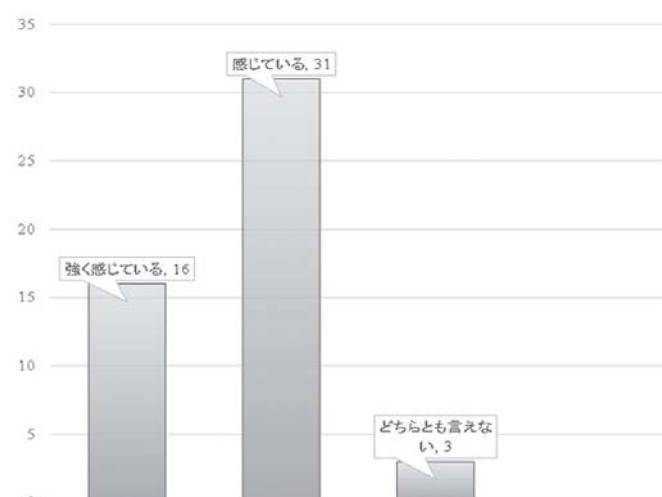
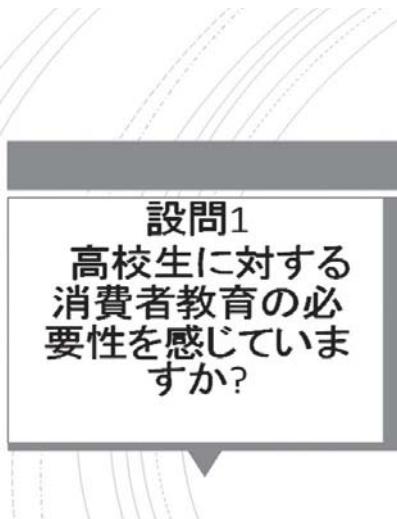
**1年生54名**



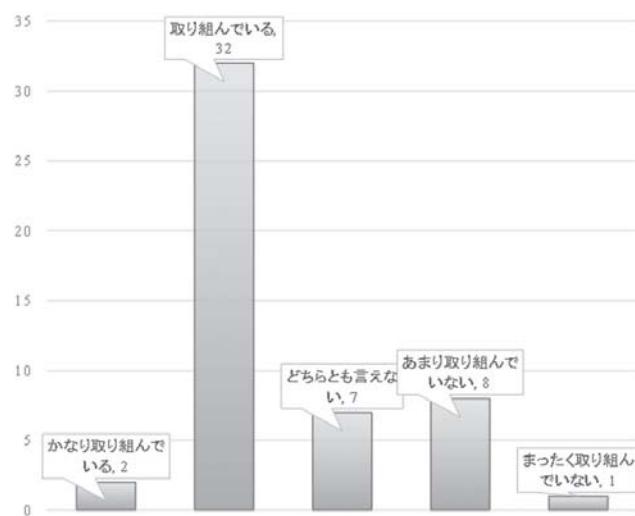
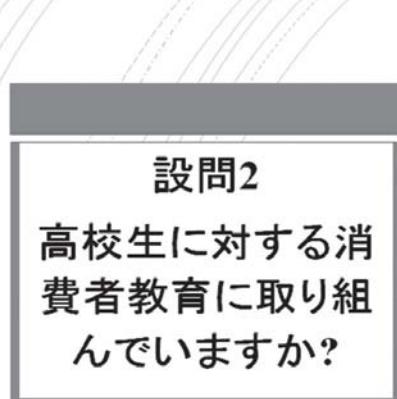
## 2. 高校教員へのアンケート調査の結果

高等学校教員へのアンケートは、2017年11月から12月に行った。送付先は、青森県内高等学校、家庭科教員各1名、商業科目担当教員各1名、合計85名に郵送した。

回答率は、47名、55%で学部と青森県消費者協会が共催の形式で実施したことが功を奏した。回答者の担当科目は、家庭科35名、商業科目6名、不明6名である。他に社会科教員3名から回答をいただいた。以下のグラフ、記述は50名の回答を反映している。



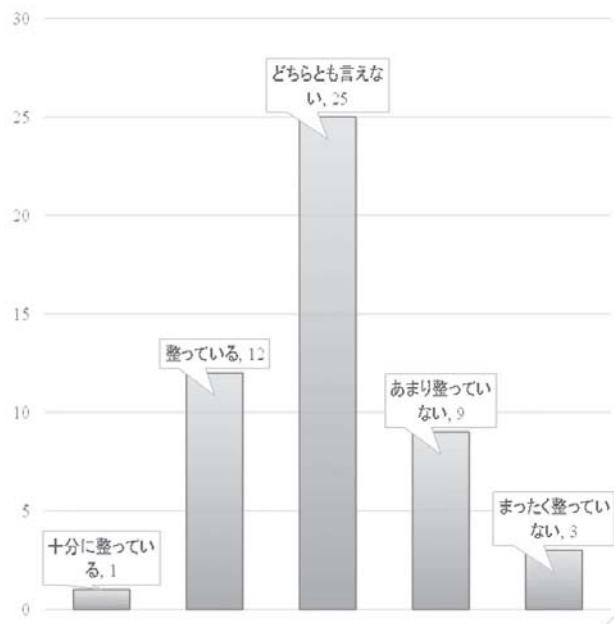
特徴のある記述（感じている）  
立場を変えれば被害者も加害者にもなりえる。  
ゲームの課金が数万になる。  
スマホによる被害が発生している。



特徴のある記述（取り組んでいる）  
3年生を中心に講演を実施  
消費生活の科目がある。  
課題研究の授業で取り組んだ。

### 設問3

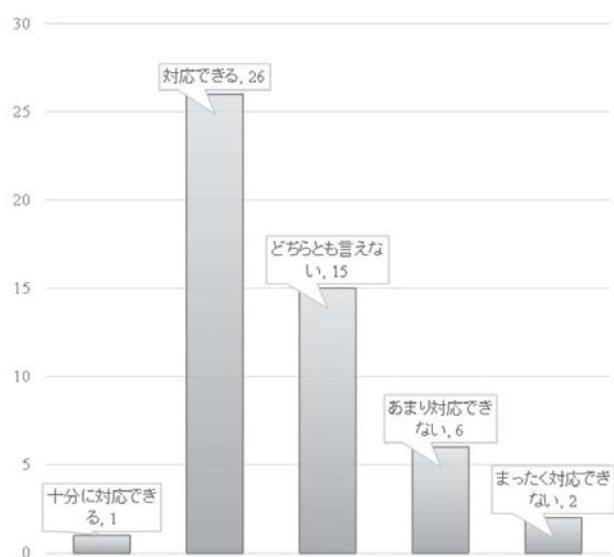
高校生に対する消費者教育に取り組む環境は整っていますか？



特徴のある記述（どちらとも言えない）  
教員の知識、施設に課題がある。  
中・大規模校は外部講師を呼びにくい。  
ゆっくり時間が取れない。

### 設問4

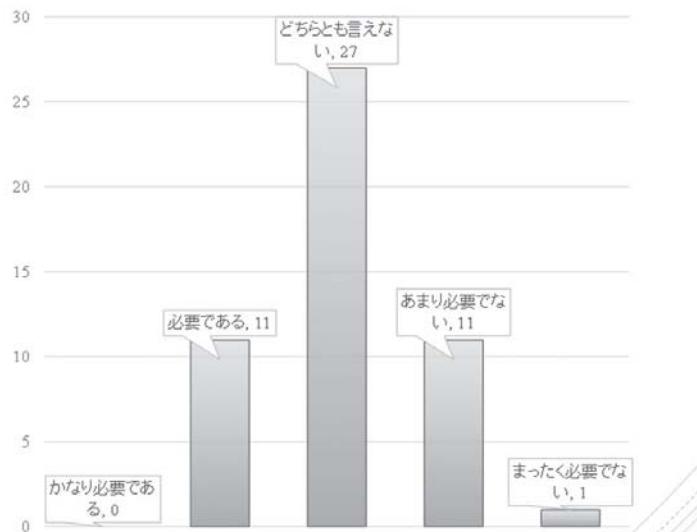
高校生に対する消費者教育は、現行の高校の教科で対応できますか？



特徴のある記述（対応できる）  
十分とは言えないが各教科で連携して取り組む。  
先生方の知識が社会の変化に追いついていない。  
もう少し時間があればゆっくり考えさせたい。

## 設問5

### 高校生に対する消費者教育を進めるために、大学との連携が必要ですか？



上記の設問の記述

#### [必要である]

講義なども行ったら効果がある。

大学生目線の体験談を聞く機会があったら参考になる。

大学生による実際の声を聞かせる機会になる。

小・中・高・大がそれぞれ必要となる段階を重複せず実施するため。

消費者教育に関する講座が必要なため。

無料で出前講座を学期に1回実施すると良い。

#### [どちらとも言えない]

消費者市民としての意識を高めるのに必要であれば連携をはかりたい。

専門高校の教育土壤を生かした連携ができるのであれば。

大学生の生活体験の事例が学べるものがあれば。

講義、講座の内容による。

高校で学んできた時点で、身についていない問題が分かれば。

1回だけの連携ではそれほど意味が無い。

青森の暮らしで分かりやすい資料があれば。

出前講座や大学生による講話

高校生に行う講義や実習が具体化していれば。

#### [あまり必要でない]

高校で学ぶ意欲があれば十分な教育を受けている。

教材に不自由していない。

大学側から高大連携の形式で行えれば。

高校生の方がもっと学んでいる。

[選択肢不明]

高校生の段階で必要なことを大学生で確認する。

#### 設問6 大学への要求の自由記述

大学での活動を知りたい。

ロールプレイングを活用した授業の提案

教育に使えるソフトの開発

専門的な講演

体験アプリの開発

大学生が学んだことを自分の将来にどのように生かそうとしているのか、具体的な話を知りたい。

地域に広く発信する機会を増やしてほしい。

大学生の立場から高校生を意識した取り組み

大学の専門的な話を高校でしていただきたい。

消費者教育を通じた技術者倫理の醸成

※設問1～4の詳細な記述は割愛した。関心のある方は問合せで対応します。

#### まとめ

消費者教育は、高校段階では家庭科、商業科目、公民で取り扱っている。担当教諭は他の科目の内容に配慮する余裕が無く、内容の重複が考えられる。各科目の内容を精査して、要領良く授業を進めれば、より大きな成果が期待できる。高校段階でやれる消費者教育を土台に、高校教員、大学教員の連絡会議等で情報交換を進め、高校で実行できること、大学で実行できることを明確にすれば大学教育の成果が加速化する。

## アンケート

高校所在地と学年を教えてください。県名を（ ）内に記入して下さい。

北海道の場合は、○で囲んで下さい。

（ ）県・北海道 学年（ ）年生

1 消費者問題とは何が該当するのか分かりますか。

- ① 分かる ② 分からない ③ どちらともいえない

2 消費者問題に関して高等学校で指導を受けましたか。

- ① 受けた ② 受けていない ③ 分からない

①と答えた方は科目名を○で囲んで下さい。

家庭科 社会科 商業科

3 消費者被害に遭ったことがありますか。

- ① ある ② ない ③ 分からない

4 消費者被害に遭ったときに対応の方法が分かりますか。

- ① 分かる ② 分からない ③ どちらともいえない

5 このイベントに参加して消費者問題に関心を持ちましたか。

- ① 強く持った ② やや持った ③ ふつう ④ 少し持った ⑤ 関心がない

自由記述 感想等がありましたら記述して下さい。

## 消費者教育に関するアンケート

1. 高校生に対する消費者教育の必要性を感じていますか？

- |             |              |             |
|-------------|--------------|-------------|
| ① 強く感じている   | ② 感じている      | ③ どちらとも言えない |
| ④ あまり感じていない | ⑤ まったく感じていない |             |

→ その理由を教えて下さい。

2. 高校生に対する消費者教育に取り組んでいますか？

- |               |                |             |
|---------------|----------------|-------------|
| ① かなり取り組んでいる  | ② 取り組んでいる      | ③ どちらとも言えない |
| ④ あまり取り組んでいない | ⑤ まったく取り組んでいない |             |

→ 具体的な取り組みがあれば教えて下さい。

3. 高校生に対する消費者教育に取り組む環境は、整っていますか？

- |             |              |             |
|-------------|--------------|-------------|
| ① 十分に整っている  | ② 整っている      | ③ どちらとも言えない |
| ④ あまり整っていない | ⑤ まったく整っていない |             |

→ 具体的な課題等があれば教えて下さい。

4. 高校生に対する消費者教育は、現行の高校の教科で対応できますか？

- |             |              |             |
|-------------|--------------|-------------|
| ① 十分に対応できる  | ② 対応できる      | ③ どちらとも言えない |
| ④ あまり対応できない | ⑤ まったく対応できない |             |

→ 具体的な課題等があれば教えて下さい。

5. 高校生に対する消費者教育を進めるために、大学との連携が必要ですか？

- |            |             |             |
|------------|-------------|-------------|
| ① かなり必要である | ② 必要である     | ③ どちらとも言えない |
| ④ あまり必要でない | ⑤ まったく必要でない |             |

→ 具体的な要望等があれば教えて下さい。

6. その他、消費者教育を進めるために必要なこと、大学に要望したいこと等がありましたら、ご自由にお書き下さい。

最後に、弘前大学では、2018年1月27日（土）に、青森県消費者協会との共催で、消費者教育をテーマとするフォーラムを開催します。弘前大学の取り組みの報告や、大学生の学習成果の発表等を予定しています（報告書は、弘前大学図書館リポジトリでPDFの形式で閲覧できるようにします）。このフォーラムに 관심がありますか？

- |         |         |
|---------|---------|
| ① 関心がある | ② 関心がない |
|---------|---------|

高等学校名 \_\_\_\_\_

ご芳名 \_\_\_\_\_

Eメール \_\_\_\_\_

勤務先電話番号 \_\_\_\_\_

※ご協力有り難うございました。差し支えがなければ、連絡先等もご記入下さい。2018/1/27のフォーラムにご関心がお有りの方には、詳細が確定しましたら、あらためてご案内をお送り致します。